

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人岩手県社会福祉士会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岩手県盛岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、社会福祉の援助を必要とする岩手県民の生活と権利を擁護し、社会福祉に関する知識及び技術の県民への普及・啓発を行うとともに、社会福祉事業に携わる専門職員に対する技能の研鑽を行うことにより、地域福祉サービスの推進と発展を図り、もって岩手県民の社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉の援助、権利擁護を必要とする岩手県民への相談援助事業
- (2) 岩手県民への社会福祉に関する知識及び技術に関する広報啓発事業
- (3) 社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する研修事業
- (4) 社会福祉士等の資格取得の支援に関する事業
- (5) 社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関する事業
- (6) 公益社団法人日本社会福祉士会及び社会福祉に関する他の関係団体との連携に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

- (1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。)第 28 条の規定により社会福祉士の登録を受けた者であつて、岩手県内に住所又は勤務先を有し、この法人の目的に賛同して入会した者。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体。
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前項にかかわらず、次の場合は理事会の承認を得なければ退会することができない。

- (1) 苦情を申立てられ、または綱紀委員会、理事会等で会員の身分について審議中の者。
- (2) 成年後見人、任意後見人、成年後見監督人、任意後見監督人等を受任中の者。
- (3) その他会長が退会を認めることが不相当と判断する者。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を継続して2年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 社会福祉士法及び介護福祉士法第32条又は33条の規定により社会福祉士としての登録を取りされ又は削除されたとき。
- (4) 総正会員が同意したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

- (6)定款の変更
- (7)長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8)解散及び残余財産の処分
- (9)その他総会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、毎年 1 回、定時総会として毎年事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、必要がある場合に会長が開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1)会員の除名
- (2)監事の解任
- (3)定款の変更
- (4)解散
- (5)その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

5 前項の場合における第 1 項から第 3 項までの規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち2名以上が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事 15名以上26名以内

(2)監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、3名を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、連続して4期を超えて選任されることはできないものとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第26条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に関する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人の取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他の理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任免責)

第27条 この法人は、役員的一般法人第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た限度として免除することができる。

第6章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第28条 この法人に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、専門的な事項に関して必要な助言をすることを職務とし、総会の決議に基づいて、会長が会員以外の者の中から委嘱する。
- 3 相談役は、会長の求めに応じてこの法人の運営に関して必要な助言を行うことを職務とし、総会の決議に基づいて、会長がこの法人の役員経験者の中から委嘱する。
- 4 顧問及び相談役は、それぞれ5人以内とし、その任期は第23条第1項の規定を準用するものとする。

第7章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- 2 理事会は次にあげる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財

- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の法人の業務の適性を確保するために必要な法令で定める体制整備
- (6) 第 27 条の責任の免除

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を示したときは、その提案を可決する旨の理事会に決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第 2 項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成、議長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

第8章 委員会

(委員会の設置)

第37条 この法人は、第4条各号に定める事業を実施するため、必要に応じて委員会を設置することができる。

2 委員会は、専門的事項について、調査し、研究し、又は審議する。

3 委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第9章 ブロック組織

(ブロック組織)

第38条 この法人は、総会の決議を経て、市町村又は複数市町村を単位として、ブロックを置くことができる。

2 ブロックは、この法人の内部組織とし、設置単位の市町村の区域内において、この法人の事業計画に基づき、第4条各号に定める事業を分掌する。

3 ブロックの設置及び運営に関して必要な事項は、この定款に定めるもののほか、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(ブロック代表)

第39条 ブロックに代表1名を置く。

2 ブロック代表は、総会において別に定める方法により、当該ブロックに所属する会員の中から選出する。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第43条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 事務局

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第48条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を、常に備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、認可及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) 事業報告、監査報告
- (9) その他必要な帳簿及び書類

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第14章 雑則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は千葉昭好、最初の常務理事は菅原隆浩と工藤正司とする。

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

2020 年 5 月 30 日定時総会において、一部変更、同日施行する。